

一般社団法人鳥取県バス協会常勤役員の報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人鳥取県バス協会定款第27条2の規定に基づき常勤役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 常勤役員の報酬は、本給及び特別手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

(報酬額)

第3条 常勤役員の基本報酬額は、月額15万円、夏と冬に特別手当として10万円ずつ支払う。

(支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日及び支給方法は、職員の例による。

(日割計算)

第5条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

(通勤手当及び特別手当を除く)

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合は、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いたに日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附則

この規程は、平成25年7月1日より実施する。